

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

教育訓練を実施する事業主の皆さまへ

平成24年10月から、教育訓練で助成金を受けようとする場合は全て

受講者本人が作成した 受講レポートなどの提出が必要になります

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金で、教育訓練を実施した場合の支給申請について、手続きの一部を変更します。これまでは、事業所内訓練のみ、各受講者の受講を証明する書類として受講レポートなど受講者本人が作成した書類を提出していただいていたましたが、平成24年10月以降に判定基礎期間の初日がある支給申請からは、事業所外訓練を行った場合も、受講者本人が作成した書類の提出が必要になります。

受講を証明する書類とは（所定の様式は特にありません）

- 各受講者が訓練日ごとに記入したアンケートや作成した受講レポートなどが該当します
- 訓練を受けた日付が分かるものであること
- 本人が直筆で書いている、直筆のサインや押印があるなど、受講者本人が記入・作成したことが確認できるものであること

提出していただいたアンケートやレポートなどは、支給申請時の添付書類として審査の対象になります。この書類が整わない教育訓練は支給対象になりません。また、偽りの証明書類の提出などにより本来受給できない助成金を受給した場合は**不正受給**となります。

不正受給が 判明した場合

- ① 不正発生日を含む判定基礎期間以降に受けた助成金は全額返還(または不支給)となります。
- ② 以後3年間は、雇用保険2事業を財源とする助成金（ハローワークで扱うほぼ全ての助成金）を受給できません。
- ③ 平成22年11月以降の申請に不正があった場合、事業主や事業所の名称などを公表します。
- ④ 特に悪質な場合は、詐欺罪などで刑事告発します。

教育訓練機関などの トラブルに注意

教育訓練の実施に当たって、助成金の利用を勧めた教育訓練機関やコンサルタント会社などとトラブルになったケースがあります。

- ▶雇用調整助成金の助成対象とならない教育訓練を勧められ、実施した
- ▶外部講師や教育訓練についての契約条件に納得がいかなかった
- ▶教育訓練機関から大丈夫だと言われて訓練を実施せずに申請したら、不正受給と指摘された（このような場合でも、不正受給については、助成金を受給した事業主の責任となります）

雇用調整助成金の利用に当たっては、事業主自身が制度を十分理解し、どのように利用するかを決定することが大切です。

◆詳しくは、福岡助成金センターにお問い合わせください。



厚生労働省・福岡労働局・福岡助成金センター



日本経済団体
連合会